

公益財団法人郡山コンベンションビューロー定款（抜粋）

（評議員に対する報酬等）

第 18 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（役員への報酬等）

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。